

下記の役務について、一般競争入札を行うので、静岡県企業局会計規程（昭和42年静岡県事業部管理規程第9号）第186条の2の規定に基づき公告する。

平成28年2月9日

静岡県公営企業管理者  
企業局長 増井 浩二

記

1 入札執行者

静岡県公営企業管理者 企業局長 増井 浩二

2 担当部局

〒421-3306 静岡県富士市中之郷2100  
静岡県企業局東部事務所 総務課  
電話番号 0545-81-1360

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

企東第401号

(2) 業務名

平成28年度 駿豆水道 水質検査業務委託

(3) 業務場所

三島市中島地内他

(4) 業務概要

水道法第20条第1項の規定に基づく水質検査を実施する。

(5) 業務期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県における庁舎等管理業務競争入札参加資格の認定を受けている者で、設備保守管理（営業種目4）のうち、飲料水水質検査（細目4）を有している者であること。

(3) 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録を受けている者であること。

(4) 法第20条の4第2項に規定する水質検査機関登録簿において、水質検査を行う区域に静岡県を含むこと。

(5) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県における庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始

の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(i) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。)第2条第2号に該当する団体

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下イにおいて「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでにおいて同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

## 5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

平成28年2月9日(火)から平成28年2月19日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

上記2に同じ

(3) 配布方法

配布場所のみで直接配布する。(無料配布)

## 6 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申請書等を提出すること。

(1) 提出期間

平成28年2月10日(水)から平成28年2月19日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の午前9時から午後5時まで

(2) 提出書類

申請書及び業務実績を証する書類、その他入札説明書の指示による。

(3) 提出場所

上記2に同じ

## 7 入札手続等

(1) 入札執行日時

平成28年3月18日(金) 午前11時

(2) 入札の場所

静岡県富士市中之郷2100 静岡県企業局東部事務所 5階会議室

(3) 入札執行日の持参書類

入札書、委任状（代理の場合）、入札参加資格確認通知書の写し

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札参加資格確認申請書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は水質検査業務の委託に係る契約入札心得において示した条件等に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 再度入札

入札執行回数は2回を限度とする。

なお、再度の入札は直ちに執行する。

(8) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) この入札による契約は、当該調達に係る平成28年度静岡県水道事業会計予算の成立を条件とする。

(2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 照会窓口は、静岡県企業局東部事務所 総務課（電話番号 0545-81-1360）とする。

(4) 現場説明会は行わない。

(5) 詳細は入札説明書による。